

浜松市水窪総合体育館

指定管理者募集要項

浜松市天竜区役所まちづくり推進課

令和7年6月

目 次

1	浜松市水窪総合体育館の概要.....	1
2	指定管理者が行う業務の範囲.....	2
3	指定管理期間.....	2
4	指定管理料.....	2
5	利用料金の規定.....	2
6	事業所税の有無.....	3
7	利用料金減免の手続.....	3
8	指定管理料の上限額.....	3
8の2	賃金水準の変動への対応.....	4
9	応募資格.....	4
10	提出書類.....	5
11	指定管理者の募集及び選定方法.....	6
12	指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）.....	6
13	募集要項の配布.....	7
14	募集要項に関する照会、質問事項の受付.....	7
15	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて.....	8
16	提案書類の提出.....	8
17	費用の負担.....	8
18	障がい者の雇用促進・就労支援について.....	8
19	選定基準.....	8
20	実績の反映について.....	8
21	選考結果のお知らせ.....	9
22	選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について.....	10
23	指定管理者の指定について.....	11
24	その他.....	11

浜松市水窪総合体育館指定管理者募集要項

1 浜松市水窪総合体育館の概要

(1) 名称 浜松市水窪総合体育館

(2) 所在地 浜松市天竜区水窪町地頭方241番地の3

(3) 施設概要等

- ・竣工時期 平成15年3月
- ・構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 新耐震基準適応
- ・敷地面積 8,990.00㎡ 延床面積 2,568.55㎡
- ・施設内容 1階 アリーナ（バレーボール2面、バスケットボール2面、バトミントン6面）、事務室、会議室、研修室、控室、多目的ルーム、健康・体力相談室、体力測定室、トレーニングルーム、談話室、更衣室（シャワー付）、トイレ等
2階 観覧席
屋外 駐車場

(4) 施設の設置目的

市民の健康増進及び健全な余暇活動の推進を図るため、効率的な管理運営を行い、市民スポーツの向上と地域スポーツの振興に寄与することを目的とします。

(5) 開館時間 午前9時から午後9時30分まで

※ 開館時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

(6) 休館日 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※ 休館日は、市との協議により変更（減少）が可能です。

※ 施設清掃、施設点検による臨時休館も市長の承認により可能です。

(7) 年間利用者数、主な利用者

年間利用者数 ※自主事業による利用者数を含みます。

令和3年度利用者数 8,408人

令和4年度利用者数 9,703人

令和5年度利用者数 11,176人

令和6年度利用人数 9,694人

主な利用者：水窪・佐久間地域を中心とした浜松市民

(8) 法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

(9) 現在の指定管理者に関すること

管理者名：公益財団法人浜松市スポーツ協会

指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 浜松市水窪総合体育館の運営及び維持管理に関すること
- (2) 浜松市総合体育館条例第17条に規定される事業の実施に関すること
- (3) 施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること

※ 浜松市との協議により、施設のPRや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 指定管理料

請求は、当該月の末日から 15 日以内に、当該月の指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付することにより行うものとします。市は、請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求書に係る指定管理料を支払います。

※ 1 指定管理料は、毎月の後払いとなります。

※ 2 利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

5 利用料金の規定（以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です。）

（1）アリーナ等

利用時間区分 利用区分		午前 9 時から午後 6 時まで 1 時間につき	午後 6 時から午後 9 時まで 1 時間につき	午後 9 時から午後 9 時 30 分まで
アリーナ	全面	450 円	1170 円	580 円
	半面	220 円	910 円	450 円
会議室		100 円	100 円	50 円
研修室		100 円	100 円	50 円
控室		100 円	100 円	50 円
多目的ルーム		100 円	100 円	50 円
健康・体力相談室		100 円	100 円	50 円
体力測定室		100 円	100 円	50 円

(2) トレーニングルーム

利 用 区 分		金 額
1 人 1 回につき	大人	100 円
	中高生	50 円
	70 歳以上	50 円

(3) 冷暖房装置

利 用 区 分		金 額
会議室	1 時間につき (15 分未満の 端数は切り捨て、15 分以上 は 1 時間とする。)	30 円
研修室		30 円
控室		30 円
多目的ルーム		30 円
健康・体力相談室		30 円
体力測定室		30 円

※ 利用料金の詳細は、浜松市総合体育館条例をご覧ください。

6 事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7 利用料金減免の手続

浜松市総合体育館条例第 10 条に基づき、規則で定める場合に該当するとき又はその他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができます。

なお、利用料金の減免に関する詳細は、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則をご覧ください。

8 指定管理料の上限額 (管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。)

令和 8 年度 25,277,000 円

令和 9 年度 25,277,000 円

令和 10 年度 25,277,000 円

令和 11 年度 25,277,000 円

令和 12 年度 25,277,000 円

合計 126,385,000 円

※上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率 (10%) を含みます。

※応募の際は、税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとしま

す。

※提案された年度ごとの額が消費税率の計算上割り切れない場合は、提案額（全期間の合計額）の範囲内で端数調整をする場合があります。

8の2 賃金水準の変動への対応

指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定期間2年目以降の相当額の見直しを行う仕組みを導入します。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降、市は増額分を指定管理者に支払います。変動分がマイナスの場合は、指定管理者は減額分を市に納付します。また、その際、基準額となる人件費の±1.0%分までの金額は、市又は指定管理者の負担となります（以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という）。

申請団体は、「対象人件費等計算書」に必要な事項を記入のうえ、指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づき、対象人件費の実績額を毎年度市へ報告する必要がありますので、ご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」をご参照ください。

「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」は、下記ページに掲載されています。

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度 → 指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

9 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体にないこと
- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体にないこと
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと
- (7) 指針第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体にないこと

- (8) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと
- (9) 浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）でないこと
- (10) 過去 3 年間に条例第 13 条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと
- (11) 共同事業体による応募は可とする
- (12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと
- (13) 浜松市水窪総合体育館の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体
- (14) 浜松市水窪総合体育館の管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体

※応募資格の確認日は、提出書類の提出期間の最終日とします。

※共同事業体の場合は、構成団体全てが上記応募資格を満たしている必要があります。

10 提出書類

提出部数は 14 部（正本 1 部、副本 13 部）

- (1) 指定申請書「別紙第 3 号」
 - (2) 宣誓書及び同意書「別紙第 4 号」
 - (3) 役員等名簿「別紙第 4-2 号」
 - (4) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書（証明日は 3ヶ月以内の日付であること）
 - (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (6) 過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
 - (7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
 - (8) ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 3 の 3」（証明日は 3ヶ月以内の日付であること）
 - ②直近 2 年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内にない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
- ※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出してください。

(9) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか

①委任状「別紙第4－3号」

②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

(10) 浜松市水窪総合体育館指定管理者事業計画書「別紙第5号」（全期間分）

(11) 事業提案書（当日プレゼンテーション資料）

(12) 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第4－4号」 ※詳細は22（4）参照

(13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同企業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

(14) 賃金スライド制度に基づく「対象人件費等計算書」（賃金スライド様式1）

1 1 指定管理者の募集及び選定方法

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(2) 選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「天竜区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「天竜区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

(3) 選定結果等の通知

審査結果の連絡は、提案書類を提出された応募者に対して速やかに通知します。

(4) 協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

(5) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

1 2 指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

(1) 6月30日 募集要項のホームページ掲載及び配布

(2) 6月30日 ～ 7月18日 募集要項に関する照会、質問事項の受付

(3) 7月14日 応募者説明会、施設見学会

(4) 7月25日 質問事項に対する回答

(5) 6月30日 ～ 8月14日 提出書類の申請受け付け

(6) 8月中旬 ～ 8月下旬 選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (7) 9月2日 | ヒアリング・プレゼンテーションの開催
候補者選定のための選定会議 |
| (8) 9月上旬 | 優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知 |
| (9) 10月上旬 | 仮基本協定書の締結 |
| (10) 12月 | 指定管理者の指定（議会議決による） |
| (11) 1月 | 基本協定書締結 |
| (12) 1月～3月 | 指定管理者職員実地研修、引継ぎ等 |

1.3 募集要項の配布

募集要項は、令和7年6月30日（月）から 8月14日（木）まで配布します。

・配布場所：浜松市天竜区役所まちづくり推進課

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地

電話：053-922-0072

・配布時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日及び祝日を除く）

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度

1.4 募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和7年6月30日（月）から 7月18日（金）までとします。

・受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日及び祝日を除く）

・受付方法：募集要項の内容等に関する「質問書」（別紙：第4－5号）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。（回答日：令和7年7月25日（金）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。

電話でのご質問には受け付けられません。（これ以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市天竜区まちづくり推進課 スポーツ振興グループ 担当者：大澤

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 ファクス：053-922-0093

メールアドレス：tn-sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

15 応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

日時：令和7年7月14日（月） 10時～12時

場所：浜松市天竜区役所本館2階 21会議室

※参加を希望する場合は、別紙2の「指定管理者応募者現地説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、7月9日（水）（必着）までに持参、郵送、ファクス、Eメールにてお申込みください。

※当日、説明会終了後、希望者には現地説明会を実施します。施設へは各自でご参集ください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

日時：令和7年9月2日（火）（時間はわかり次第連絡します）

場所：浜松市天竜区役所本館2階 21・22会議室

内容：応募者からの事業説明、その後ヒアリング

※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

16 提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和7年6月30日（月）から8月14日（木）（受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土・日及び祝日を除く）までに浜松市天竜区役所まちづくり推進課に提出してください。（必着。郵送可）

17 費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

18 障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

19 選定基準

別紙のとおり

20 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

(1) 事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘以、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	+ 5.0%
70点～80点未満	優れている	+ 2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	- 2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	- 5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	※小数点第2位 以下切り捨て
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	
加算率	0.0%	+ 2.5%	0.0%	+ 2.5%	+ 5.0%	+ 1.2%	

$$\text{選定時評価点 } 73.4 \text{ 点} \times 1.2\% = \underline{0.9 \text{ 点を加点}}$$

(2) 遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（4年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

- ・提案した業務及び自主事業の不実施
- ・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
- ・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
- ・当該施設に係る重大な事故又は不祥事があった場合
- ・加入すべき保険の未加入
- ・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等
- ・事業計画書、事業報告書の提出期限超過

2.1 選考結果のお知らせ

応募者全員に令和7年9月上旬から10月上旬（予定）までの間に文書にてお知らせします。

2 2 選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

(1) 提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

(2) 指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、指定管理者の指定に関する議案の議決後に、すべての応募者について次の事項を公表します。

① 応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

② 選定理由（優先交渉権者のみ）

③ 提案の概要

④ 提案金額

⑤ 評価内容

⑥ 評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

(3) 情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

(4) 提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（3）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物 ・ 提案資料の取扱いに関する回答書「別紙第4-4号」

- ・ 応募者の正当な利益を害する情報にあたりと考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したもの）を提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたりと考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、10提出書類に規定する提出部数に関わらず1部のみ提出で構いません。

2 3 指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和7年11月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

2 4 その他

（1）ネーミングライツ導入について

市では今後、新たな財源の確保、施設の良い管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

（2）市有施設の脱炭素化の推進について

市では、地球温暖化対策実行計画において、市有施設の脱炭素化を推進するため、「2030年（令和12年）までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー100%電力とする」という目標を掲げています。指定管理施設から排出される温室効果ガスも市の排出量として算定されるため、この目標は指定管理施設にも適用されます。

つきましては、この目標をご理解いただいた上で、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー100%電力の導入の積極的な活用をお願いします。

なお、再生可能エネルギー100%電力とは、「FIT非化石証書」又は「非FIT非化石証書（再エネ指定あり）」により環境価値を証明できる電力を指します。

再生可能エネルギー100%電力の導入に関する具体的な取り組みについては、事業計画書等に記載いただくことで、選定の際の評価対象となります。

問合せ先

431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地

浜松市天竜区まちづくり推進課 担当者：大澤

TEL：053-922-0072 FAX：053-922-0093

メールアドレス tn-sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市水窪総合体育館指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点 4.4 点以上）		
	(1) 施設の性格や目的の理解	4	
	(2) 提案が市の施策に沿ったものであること	4	
	小 計	8	
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点 28.1 点以上）		
	(1) 事業の具体的取組み方	5	
	(2) 施設の運営体制・職員の配置	5	
	(3) 適正な管理・モニタリング	6	
	(4) 安全管理・緊急時への対応	8	
	(5) 市民サービスの向上	8	
	(6) 障がいの有無や年齢、性別等を問わない（インクルーシブ）スポーツの振興	5	
	(7) 環境・地域等への配慮	5	
	(8) 平等利用	5	
	(9) 自主事業	4	
	小 計	51	
3	指定管理者に関する項目（合格点 9.4 点以上）		
	(1) 団体の物的・財政的能力	5	
	(2) 施設の運営実績	5	
	(3) 団体の地域貢献	7	
	小 計	17	
4	指定管理者の活動に関する項目		
	(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	3	
	(2) 各種認定等の有無	1	
	小 計	4	
5	指定管理料に関する項目（1）（合格点 5.5 点以上）		
	収支計画の妥当性	10	
	小 計	10	
6	指定管理料に関する項目（2）		
	最低提案額 × 配点 提案額	10	
	小 計	10	
合 計		100	

選定条件

- 1 評価項目 1、2、3 及び 5 の各小計において、配点の 55% 以上（合格点）であること
- 2 前 1 の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4 の「(2) 各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業の CSR 活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。
- 4 6 の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。